排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令 (平成五年総理府令第五十四号)

量に関して、 セレンの (単位 セレンの するものに限る。)	ン及びその化	グラム) トルにつきミリ 関して、一リッ	亚ロ しノ	有害物質の種類業種が一種においています。	では、
ン化合物製造業 ————————————————————————————————————	へ			種	「
五	9		<u> </u>	許容限度	→ 条令
•	•			-	第一条の規定にかかわらずの所令による改正後の排水以下「法」という。)第三以下「法」という。)第三以下「法」という。)第三以下「法」という。)第三
					わらず 水 三 マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
量に関して、一 (単位 セレンの	セレン及びその化	グラム) ドルにつきミリ	(単位 鉛の量に鉛及びその化合物	有害物質の種類	上 / 準 単 に
世レン化合物製造業 黄鉛顔料製造業 黄鉛顔料製造業 業 種	現				
<u> </u>	有		○ =	許容限度	)第一条の規定にかかわらずこの府令による改正後の排水(以下「法」という。)第三人の排水は、という。)第三人の非水がある業種に属する工場又
	ン化合物製造業		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	草業 (セレン製造工程を有り)	草業 精製業(セレン製造工程を有